

鹿 児 島 県 公 報

平成28年 3 月 29 日（火）第3199号の10



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

○法制審議委員会規程等の一部を改正する訓令（※）	訓 令	（学事法制課取扱い）	1
○駐在機関の設置（※）（2件）	告 示	（人事課取扱い）	1
		（税務課取扱い）	2
○駐在機関の廃止（※）		（道路維持課取扱い）	2

訓 令

鹿児島県訓令第4号

法制審議委員会規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年 3 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

法制審議委員会規程等の一部を改正する訓令

（法制審議委員会規程の一部改正）

第1条 法制審議委員会規程（昭和43年鹿児島県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「学事法制課長」を削り、「及び人事課行政管理室長」を「人事課行政管理室長及び法制・審査監」に改める。

第8条第3項中「学事法制課長」を「法制・審査監」に改める。

（鹿児島県文書規程及び鹿児島県出先機関文書規程の一部改正）

第2条 次に掲げる訓令の規定中「学事法制課長」を「法制・審査監」に改める。

(1) 鹿児島県文書規程（昭和60年鹿児島県訓令第10号）第13条第2項、第3項及び第5項並びに第22条

(2) 鹿児島県出先機関文書規程（昭和62年鹿児島県訓令第7号）第12条の2第2項、第3項及び第5項、第19条の2並びに第22条第2項及び第3項

附 則

この訓令は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

告 示

鹿児島県告示第374号

地域振興関係職員の駐在機関を次のとおり設置する。

平成28年 3 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

駐 在 機 関 名	駐 在 地	担 当 事 務	設 置 年 月 日
南薩地域振興局総務企画部指宿市駐在機関	指宿市役所内	地域振興に関する事務	平成28年 4 月 1 日
大隅地域振興局総務企画部錦江町駐在機関	錦江町役場内	地域振興に関する事務	平成28年 4 月 1 日

大隅地域振興局総務企画部南大隅町駐在機関	南大隅町役場内	地域振興に関する事務	平成28年 4 月 1 日
大島支庁総務企画部大和村駐在機関	大和村役場内	地域振興に関する事務	平成28年 4 月 1 日
大島支庁総務企画部喜界町駐在機関	喜界町役場内	地域振興に関する事務	平成28年 4 月 1 日

鹿児島県告示第375号

県税関係職員の駐在機関を次のとおり設置する。

平成28年 3 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

駐 在 機 関 名	駐 在 地	担 当 事 務	設 置 年 月 日
総務部税務課鹿児島市駐在機関	鹿児島市役所内	地方税法（昭和25年法律第226号）第48条に関する事務	平成28年 4 月 1 日

鹿児島県告示第376号

平成16年 3 月 31日鹿児島県告示第738号（駐在機関の設置）をもって設置した次の駐在機関は、平成28年 3 月 31日限り廃止する。

- (1) 北薩地域振興局建設部土木建築課さつま町道路保守駐在
- (2) 大隅地域振興局建設部土木建築課錦江町道路保守駐在

平成28年 3 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎